

## 静岡市認知症介護指導者養成研修事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 静岡市（以下「市」という。）は、認知症介護指導者養成研修（社会福祉法人仁至会が認知症介護研究・研修大府センターにおいて実施する認知症介護指導者養成研修をいう。以下同じ。）に受講者を派遣する介護保険施設、事業者等の経費負担を軽減するため、予算の範囲内において、認知症介護指導者養成研修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助の対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、認知症介護指導者養成研修の参加に要する経費のうち、代替職員雇上料、宿泊費及び交通費とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に基づき算出した基準額と当該事業に要した経費の額とを比較して、いずれか少ない額とする。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、認知症介護指導者養成研修事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助金所要額調書（様式第4号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

### (交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、認知症介護指導者養成研修事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

### (交付の条件)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿類及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 補助の対象となる事業の内容若しくは施行場所又は事業費の額の変更をしようとする

きは、あらかじめ認知症介護指導者養成研修事業内容変更承認申請書（様式第6号）に次のアからエまでに掲げる書類を添えて市長に申請し、その承認を受けること。

ア 事業変更計画書（様式第2号）

イ 収支変更予算書（様式第3号）

ウ 補助金変更所要額調書（様式第4号）

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

- 2 市長は、前項第2号の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、認知症介護指導者養成研修事業内容変更承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第7条 第5条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助の対象となる事業が完了したときは、認知症介護指導者養成研修事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類は、概算払により補助金の交付を受けた場合に限り添付するものとする。

（1）事業実績書（様式第2号）

（2）収支決算書（様式第3号）

（3）補助金精算書（様式第4号）

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（補助金額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、認知症介護指導者養成研修事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。この場合において、既に交付した補助金に過不足を生じたときは、速やかに精算するものとする。

（概算払）

第9条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

- 2 補助事業者が、前項の規定により概算払を請求するときは、認知症介護指導者養成研修事業補助金概算払申請書（様式第10号）に月別資金収支一覧表（様式第11号）を添付して市長に提出するものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の

全部及び一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 法令若しくは規則に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、認知症介護指導者養成研修事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、事業のうち当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	基準額
代替職員雇上料	5,940円に認知症介護指導者養成研修におけるセンター及び実習施設で行う研修の初日から修了式の日までの期間（以下「研修期間」という。）のうち当該認知症介護指導者養成研修の受講者の代替えとして職員を雇用した日数（57日を限度とする。）を乗じて得た額
宿泊費	2,000円に受講者が研修期間において宿泊をした日数を乗じて得た額（市長が特に必要があると認めるときは、前泊又は後泊ができるものとする。）
交通費	出発地から到着地までの最も合理的な方法により移動した場合の費用であって本市の旅費に関する規程により算出した額（出発地は受講者の居住する地域の最寄駅とし、往復する回数は必要最低限の回数として市長が認める回数とする。）

様式第1号（第4条関係）

認知症介護指導者養成研修事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

（申請者）所在地

名 称

代表者

印

電 話

補助金の交付を受けたいので、静岡市認知症介護指導者養成研修事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額

円

様式第2号（第4条、第6条、第7条関係）

事業（変更）計画（実績）書

事業の内容		所要額内訳	
事業の名称	具体的内容	費目	金額（単位：円）
合計			

（注）事業変更計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号（第4条、第6条、第7条関係）

収支（変更）予算（決算）書

1 収入の部

科 目	予 算 額 （ 決 算 額 ）	備 考
	円	
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額 （ 決 算 額 ）	備 考
	円	
計		

（注）収支変更予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第4号（第4条、第6条、第7条関係）

補助金（変更）所要額調（精算）書

総事業費	寄附金 その他の 収入 金額	差引額 (A-B)	対象経 費支出 (予定) 額	基準額	市費補 助所要 額	市費補 助交付 決定額	市費補 助受入 済額	差引過 不足額 (H-F)	備考
A	B	C	D	E	F	G	H	I	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	

(注)

- 1 E欄には、別表の規定により算出した基準額を記載すること。
- 2 F欄には、C欄、D欄及びE欄のそれぞれの額を比較して最も少ない額を記載すること。
- 3 補助金所要額調書として使用する場合は、A欄、B欄、C欄、D欄、E欄及びF欄に記載すること。
- 4 補助金変更所要額調書として使用する場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。
- 5 補助金精算書として使用する場合は、A欄からI欄までのすべてに記載すること。



様式第5号（第5条関係）

年 月 日

様

認知症介護指導者養成研修事業補助金交付決定通知書

静岡市長名 印

年 月 日付け申請のあった静岡市認知症介護指導者養成研修事業については、静岡市認知症介護指導者養成研修事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件
- 4 その他

様式第6号（第6条関係）

認知症介護指導者養成研修事業内容変更承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

（申請者）所在地

名 称

代表者

年 月 日付け第 号により補助金等交付の決定を受けた認知症介護指導者養成研修事業の内容を次のとおり変更したいので、承認されるように関係書類を添えて申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

様

認知症介護指導者養成研修事業内容変更承認通知書

静岡市長名 印

年 月 日付け 号により決定した静岡市認知症介護指導者養成研修事業の内容  
の変更については、次のとおり承認するので通知します。

1 変更の内容

様式第8号（第7条関係）

認知症介護指導者養成研修事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

（申請者） 所在地

名 称

代表者

年 月 日付け 第 号により補助金等交付の決定を受けた静岡市認知症介護指導者養成研修事業が完了しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

様

認知症介護指導者養成研修事業補助金交付確定通知書

静岡市長名 印

年 月 日付け 号により決定した静岡市認知症介護指導者養成研修事業補助金の交付について、静岡市認知症介護指導者養成研修事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり確定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第10号（第9条関係）

認知症介護指導者養成研修事業補助金概算払申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

（申請者）所在地

名 称

代表者

㊟

概算払により静岡市認知症介護指導者養成研修事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 概算払の承認申請

（1）金 額 円

（2）理 由

様式第11号（第9条関係）

月別資金収支一覧

区分 月別	収			入	支			出	差引残高
				計				計	
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第12号（第10条関係）

年 月 日

様

認知症介護指導者養成研修事業補助金交付決定取消通知書

静岡市長名 印

年 月 日付け 号による決定した静岡市認知症介護指導者養成研修事業補助金の交付の決定の全部（一部）を次のとおり取消したので通知します。

1 交付決定の取消額

交付決定額 円

今回取消額 円

更正決定額 円

2 取消しをする理由

3 取消しをする事業の内容（取消額の算出基礎）